○農林水産省告示第千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町小塩字矢ノ峯一五八三の七、字前迫日向五〇七二の一、五〇七六の一、字後田五一七一、字前迫出口五二七五、五二七七の一、五二八二、字栗ノ木山五三一二、字田荷取五三九一の一、字合所口五四〇七の一、五四〇八の一、五四〇九の一、五四一〇の一、五四〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町字東谷地山一四の六二、一四の六五、一四の六九、一四の七四、一四の一一一、一四の一一三、一四の一一四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○経済産業省告示第二百二十一号

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十八条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月十五日付けで同項に規定する需要開拓支援法人として次の法人を指定したので、同法第十九条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月三十日

経済産業大臣　大畠　章宏

一　名称　一般社団法人低炭素投資促進機構

二　住所　東京都中央区新川一丁目五番十八号

三　需要開拓支援業務を行う事務所の所在地　東京都中央区新川一丁目五番十八号

四　需要開拓支援業務の開始の日　平成二十二年十月一日

○国土交通省告示第千百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年十一月六日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　静岡県浜松市浜北区大字内野字辺田平、字太田坊、字八丁谷、字大谷の各全部、大字内野字山新田石、字二本ヶ谷、字西町石、字染地石、字孫助山、字権現平山、字富岡の各一部、大字平口字姥ヶ谷、字己ノ山の各一部、内野台二丁目、内野台三丁目、内野台四丁目の各一部、大字内野の一部

四　土地区画整理事業の名称　浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業

五　事務所の所在地　静岡県浜松市浜北区内野台四丁目四十一番五号

六　事業計画の認可の年月日　平成十二年十一月六日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第千百二十九号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十七条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月一日付けをもって次の整備規程の認可がその効力を失ったので、同規則第十八条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月三十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

認可番号	整備規程の名称	氏名又は名称及び住所	失効の理由
第3号	膨脹式救命いかだ整備規程（第1部、第2部、第3部）	住友電気工業株式会社　大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	整備規程の認可に係る事業を廃止した。
第8号	膨脹式救命いかだ整備規程（50型用）	〃	〃

○環境省告示第四十七号

国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第六条第一項及び第七条第三項の規定に基づき、新宿御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の公開日時等を定める件（昭和三十四年五月厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三十日

環境大臣　松本　龍

題名を次のように改める。

新宿御苑、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件

第二号中「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を「千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地」に改める。

○東北地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町小平字北八番一から同町小平字北二七番まで	前	二四・四〇～一七四・〇〇メートル	二〇・〇八～二一・二八〇キロメートル
	後	二四・四〇～一七〇・〇〇	二一・六七～三〇・三一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三十日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県長岡郡大豊町馬瀬字大木戸四六九番ロ地先から同町馬瀬字仁井江四一六番一地先まで	前	二〇・〇八～二一・六七メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	二一・六七～三〇・三一	〇・〇三八

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所